

調査請求書

生駒市政治倫理条例第9条第1項の規定により、次のとおり生駒市政治倫理審査会に調査を請求します。

1 請求対象者の職氏名

生駒市議会議員 中谷尚敬

2 請求の趣旨及び理由

<請求の趣旨>

『要望等記録一覧票（平成24年2月分）』に記録された中谷尚敬議員の行為は、生駒市政治倫理条例に定める政治倫理基準等に反する行為であるとの疑いがあるので、調査していただくよう求めます。

<請求の理由>

『要望等記録一覧票（平成24年2月分）』には次のように記録されています。

【No.】150

【要望者区分】公職者

【要望者氏名（名称）】中谷尚敬生駒市議会議員

【件名】ごみ収集・運搬等業務委託契約候補者選定委員会の委員名簿について

【要望等の概要】ごみ収集運搬の契約に係る委員会の「正式名称」と「検討委員名簿」がほしいと要望されました。

【対応方針等の概要】要望者に委員名簿を手渡した直後、委員名簿は非公開となっていることが分かったので、要望者に名簿の返却を求めましたが、回収できませんでした。

【担当部署】環境事業課

この記録を読んだ市民に、次の疑義が生じています。

1. 市の各種委員会の委員名簿は、公開すべきものについては市のホームページで公開されており、公開すべきでないものについては公開されておりません。そのことは長く議員を務めている中谷議員なら当然知っているにもかかわらず、委員会の性質上公開されていない、つまり公開すべきでないごみ収集・運搬等業務委託契約候補者選定委員会（以下、選定委員会）の名簿をなぜあえてほしいと要望したのか。
2. 委員名簿を手渡した直後に職員が名簿の返却を求めたにもかかわらず、中谷議員はなぜ返却しなかったのか。非公開の名簿なら返却するのが当然ではないか。
3. 中谷議員は入手した非公開の名簿をどうしたのか。

選定委員会は、随意契約適正化検討委員会の『提言』（平成19年10月22日）で指摘されているとおり、競争性があり、かつ業務の確実性と安定性が確保できるプロポーザル方式による業者選定が望ましいことを前提に、『選定委員会設置要綱』の規定にのっとり「生駒市内の家庭等から搬出されるごみの収集及び運搬等業務を行う委託契約者の候補者を選定するにあたり、必要な事項を審査するため」に昨年10月28日に設置された、プロポーザル評価書等の作成・業者選考を行なう委員会です。

かかる選定委員会は、適正な審査はもとより、厳しい公平な審査が求められる委員会であります。そのため、委員会は非公開であり、委員への働きかけを排除するため委員名簿も非公開となっています。

かかる選定委員会の非公開の名簿を中谷議員が入手し、しかも返却しなかったことは、生駒市政治倫理条例に定める政治倫理基準（「市民全体の奉仕者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」「市職員の公正な職務の遂行を妨げ・・・ないこと。」）等に反する行為であるとの強い疑いを生じさせています。

市議会では、上記の『要望等記録一覧票（平成24年2月分）』に記載された中谷議員の行為について、議長が調査を行ったものの、市民に対する説明責任は未だ果たされていません。

以上から、<請求の趣旨>で述べた調査を求めるものです。

3 添付資料(疑義を証する資料)

『要望等記録一覧票（平成24年2月分）』

(疑義を証する資料)

『要望等記録一覧票 (平成24年2月分)』

No. 150	【要望者区分】 公職者	【要望者氏名(名称)】 中谷 尚敬 生駒市議会議員
【件名】	ごみ収集・運搬等業務委託契約候補者選定委員会の委員名簿について	
【要望等の概要】	ごみ収集運搬の契約に係る委員会の「正式名称」と「検討委員名簿」がほしいと要望されました。	
【対応方針等の概要】	要望者に委員名簿を手渡した直後、委員名簿は非公開となっていることが分かったので、要望者に名簿の返却を求めましたが、回収できませんでした。	
【担当部署】	環境事業課	